
第 1 章

計画策定の趣旨等

- 1 計画策定の趣旨
 - 2 計画の位置づけ
 - 3 計画の期間
 - 4 計画の数値目標
-

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

自殺対策基本法が平成28年に改正され、市町村にも「自殺対策計画」策定が義務づけられたことから、本市においても「鶴ヶ島市いのち支える自殺対策計画」を平成31年3月に策定しました。

市では、本計画に基づき、相談窓口を掲載したリーフレットの配布などによる自殺への理解啓発活動や、ゲートキーパー研修による自殺対策を支える人材の養成等、全庁を挙げて「生きることの包括的な支援」を推進してきました。

我が国の自殺対策は、平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数は3万人台から2万人台に減少するなど着実に成果を上げています。

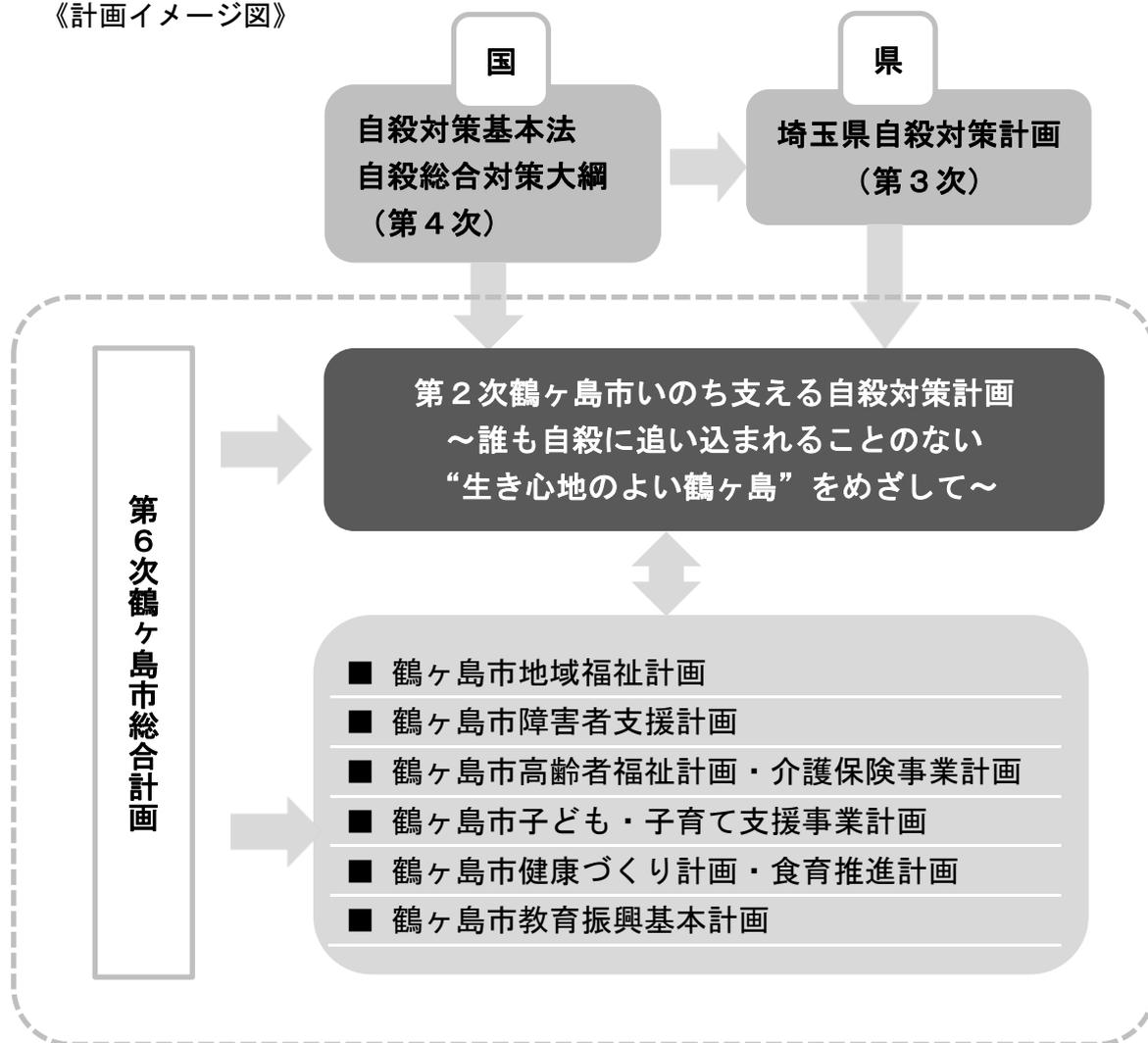
しかし、我が国の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺による死亡率）は、依然として主要先進7か国の中で最も高く、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で女性や小中高生の自殺者数が増える等、状況に変化が起きています。

こうした中、令和4年に政府が推進すべき自殺対策指針として策定している「自殺総合対策大綱」の5年に一度の見直しが行われたことに合わせて「第2次鶴ヶ島市いのち支える自殺対策計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に基づく計画として位置づけ、国の自殺総合対策大綱¹及び埼玉県自殺対策計画の趣旨を踏まえるとともに、市の上位計画である「第6次鶴ヶ島市総合計画」をはじめ、「鶴ヶ島市地域福祉計画」、「鶴ヶ島市健康づくり計画・食育推進計画」等との整合性を図りながら策定するものです。

《計画イメージ図》



¹ 自殺総合対策大綱

自殺対策基本法に基づいて自殺対策を推進する上での理念、認識、方針、施策、目標などを示すもの。5年ごとに見直され、現行の大綱は令和4年10月に閣議決定されている。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化、法制度の改正などにより、本計画の部分的変更、見直しなどを必要に応じて行うこととします。

	令和 4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	
市		策定	第2次鶴ヶ島市いのち支える自殺対策計画					評価・見直	第3次
県	埼玉県 自殺対策計画 (第2次)	埼玉県自殺対策計画※ (第3次)							
国	10/14 閣議 決定	自殺総合対策大綱 (第4次)							

※ 埼玉県自殺対策計画は、令和6年度から、第8次埼玉県地域保健医療計画の一部に位置づけられます。

4 計画の数値目標

国は、自殺総合対策大綱において「令和8年までに自殺死亡率²を平成27年の18.5と比べて30%以上減少させる(13.0以下にする)」ことを当面の目標としています。

本市でも、国の目標と同様の考え方により平成27年の本市の自殺死亡率18.5から30%以上減少となる13.0以下を当面の目標とします。

■ 国の数値目標

自殺総合対策大綱 (令和4年10月閣議決定)		
基準年	平成27年	令和8年
自殺死亡率 (人)	18.5	13.0以下
対27年比	100%	70.0%以下

■ 鶴ヶ島市の数値目標

基準年	平成27年	前計画 令和1～5年度	第2次計画 令和6～10年度
		令和4年	計画期間内
自殺死亡率 (人)	18.5	(目標)14.7 (実績)14.3	13.0以下
対27年比	100%	(目標)79.2% (実績)77.3%	70.0%以下

※前計画の最終年となる令和5年において、令和4年の自殺死亡率が公表されるため、基準年を令和4年としています。

※本市の令和4年における自殺死亡率は14.3であり、目標値を下回りました。

我が国の自殺対策が最終的に目指すものは、自殺総合対策大綱にあるとおり「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」であり、本市も最終的に自殺者ゼロを目指します。

² 自殺死亡率
人口10万人当たりの死亡者数

